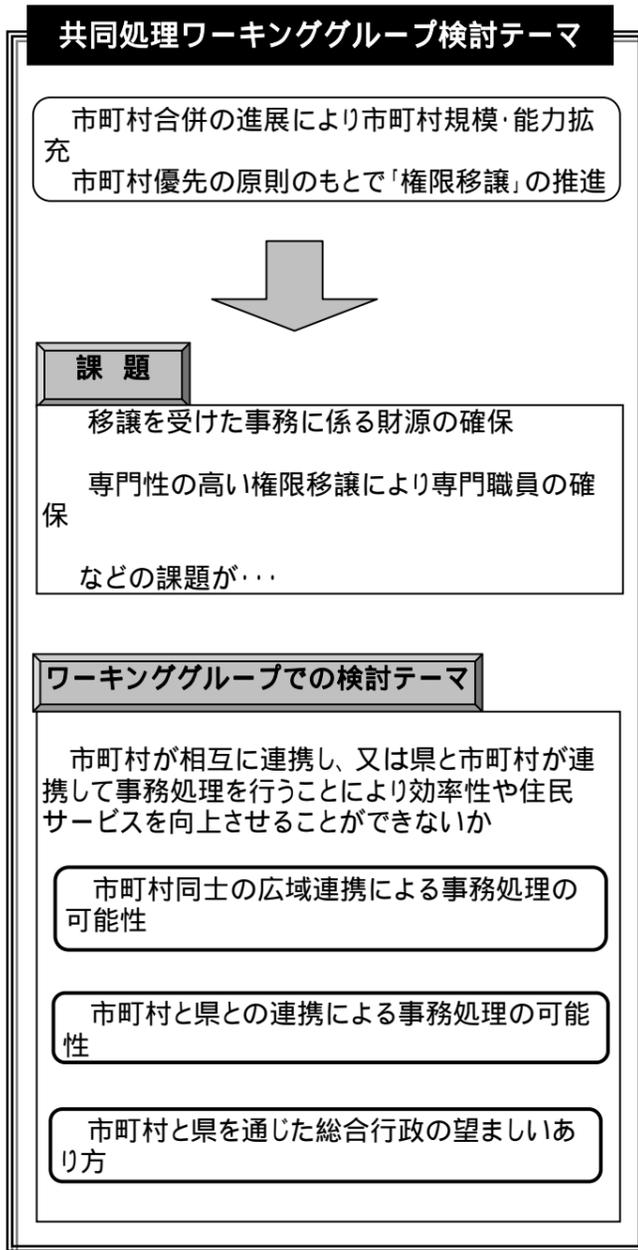


# 共同処理WG 最終報告

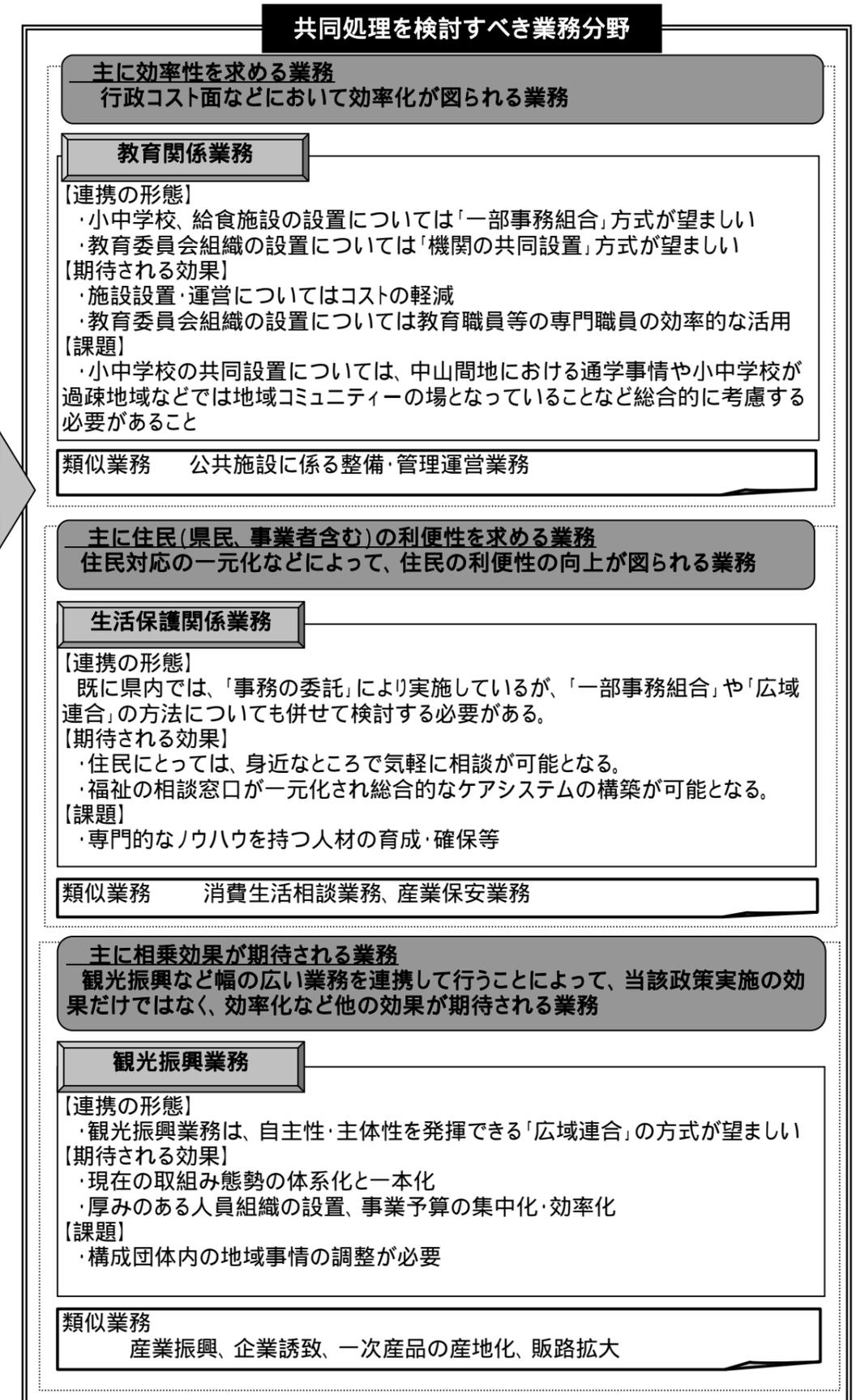
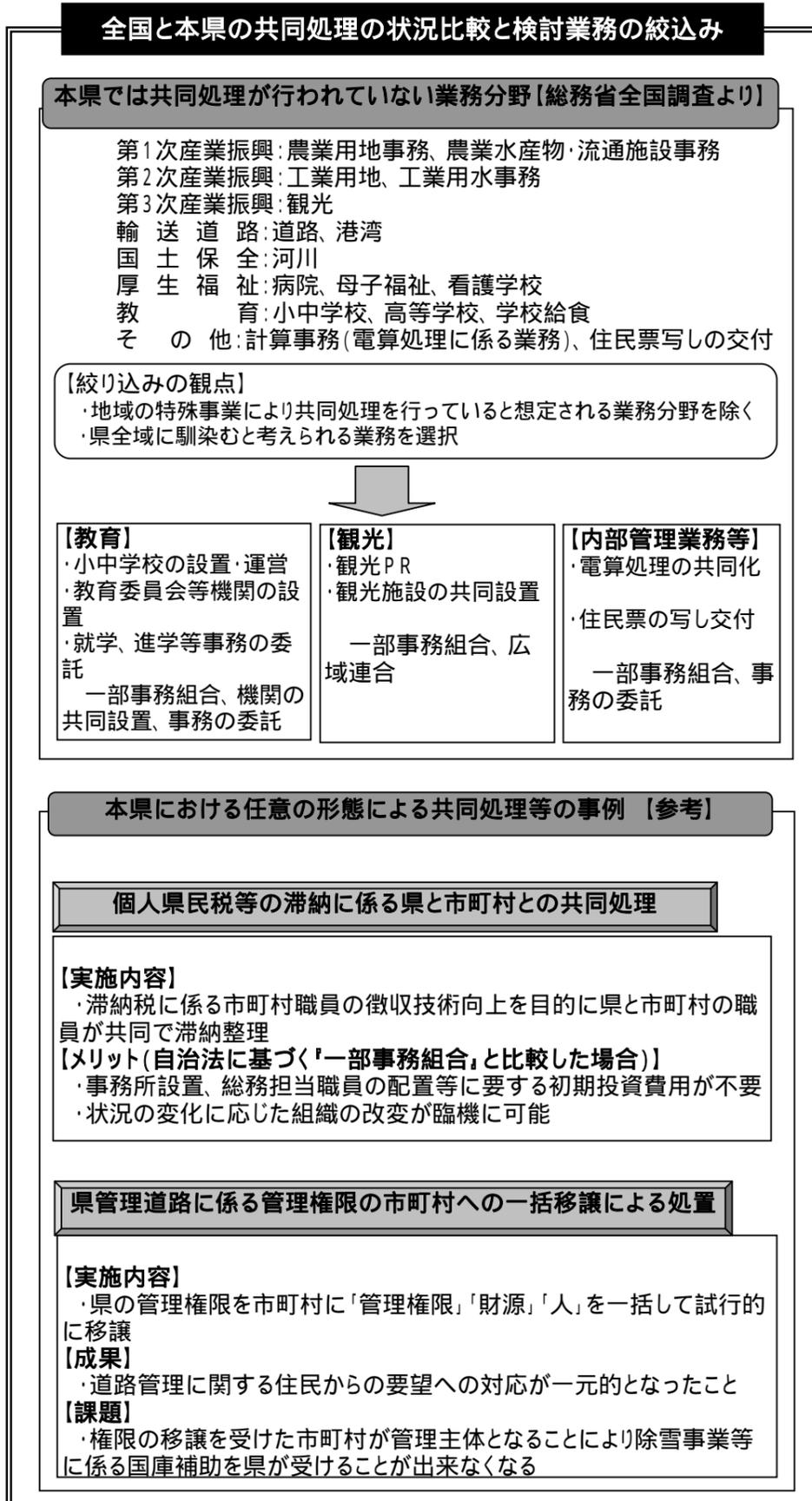
## 市町村間等の連携による効率的かつ効果的な事務処理について(概要版)

H21.2.4 共同処理WG



【ワーキンググループメンバー】

所属	職名	氏名	
岩手県保健福祉企画室	主任主査	坊良 英樹	リーダー
岩手県 市町村課	主任主査	山田 壮史	
岩手県 宮古地方振興局	主任主査	高田 聡	
宮古市 企画課	副主任	高尾 淳	
西和賀町 政策推進室	副主任	畠山 幸雄	
岩手県 地域企画室	主任主査	菊池 学	事務局
岩手県 地域企画室	主事	鈴木 栄時	事務局



# 専門職員WG 最終報告

## 専門職員の人材育成と確保について (概要版)

H21.2.4 専門職員WG

### 分権改革を取り巻く環境等

環境変化に対応しうる人材の育成・確保  
市町村  
・生活密着型の行政サービスに対する需要増大  
・県からの権限移譲への対応 など

↓

職員に求められる資質・能力が多様化・高度化

自治体の人事政策  
・集中改革プランに基づく定数削減  
・新規採用の抑制

↓

地域経営に必要な人材や資質を見極める必要

市町村への権限移譲  
・専門性の高い事務権限の移譲

↓

専門職員の育成・確保が喫緊の課題

地方分権改革推進委員会第一次勧告  
・基礎自治体への権限移譲を行うべき事務を提示

↓

人材の育成・確保が第二次分権改革成否のカギ

### 検討分野

県の保健所から市町村に移譲する業務を事例に  
・保健師  
・栄養士  
・化学職  
・薬剤師  
・獣医師 などの専門職員が行う業務

県内先進事例を検証  
・宮古市  
・遠野市  
・宮古保健所  
・花巻保健所及び花巻保健所遠野支所

【ワーキンググループメンバー】

所属	職名	氏名	
岩手県 教育企画室	主任主査	千葉 幸也	リーダー
岩手県 人事課	主任主査	菅原 健司	
岩手県 環境生活企画室	主任主査	大畑 光宏	
遠野市 政策企画室	副主幹	河野 和浩	
宮古市 健康課	保健師	糠盛 里実	
岩手県 地域企画室	主任	田内 慎也	事務局
岩手県 地域企画室	主事	鈴木 栄時	事務局

### 県派遣職員(保健師・化学職)の従事状況

【宮古市】

課	県派遣職員	移譲業務	実際の従事業務
健康課	保健師	母子保健・免許申請	成人保健・免許申請
環境課	技師(化学)	環境保全・公害防止	環境保全・公害防止
下水道課	技師(化学)	浄化槽	浄化槽
産業支援センター	事務	岩石採取認可	岩石採取認可

【遠野市】

課	県派遣職員	移譲業務	実際の従事業務
保健課	栄養士	母子保健	栄養指導
環境課	薬剤師	環境保全・公害防止	左記のうち環境保全・公害防止

### 派遣職員の配置・活用に係る課題

#### 県からの視点

- 事務の定着に向けた(具体的な)方策の検討が不十分
- 移譲事務に必要なものが専門職種なのか専門知識なのか等の検証が不十分
- 職員の派遣自体が目的化する懸念 (=インセンティブをアピールし過ぎ)
- 業務全体が計画的に移譲されないことによる専門職員の不足 (=事務量との乖離)

#### 市町村からの視点

- 移譲事務を引き継げる専門職員がいない場合に事務が定着しないおそれ
- 移譲された業務量と派遣職員数がアンバランス
- 権限移譲のパッケージ設定や職員派遣など県側に主導権
- 極端に処理件数の少ない移譲事務ではノウハウの蓄積が困難
- 専門職員の派遣が市町村のニーズに合致しないケースあり
- 職種によっては市町村において専門職員を確保(採用)することが困難
- 専門職員の配置方法によっては人事管理やモチベーションの面で問題
- 移譲先が実質的に市町村であるため広域連合などの専門職員の活用が困難

### 見直しの方向性

#### 計画的な移譲事務の定着と検証

- 移譲事務の定着に必要なとなる研修や専門人材の育成方法をメニュー化
- 事務の定着に向けた具体のプランを作成し検証する仕組みを構築

#### 専門職員の活用・育成等のあり方

- 原則として移譲事務の業務量・性質に応じた県職員の派遣を検討
- 事務の定着と人材の育成等に重点を置き質的なレベルアップを図ることを検討
- 市町村職員が権限移譲前に移譲業務を経験することを検討 (人事交流など)
- 理工系学部出身者の発掘等により継続的に専門職員を確保することを検討
- 市町村職員の人材育成にも資する研修体系を構築することを検討
- 業務の情報や県O Bに係る人材バンクなどの確かな情報提供等のあり方を検討
- 市町村との情報共有の場の設定や処理ケースのデータベース化などを検討

#### ポイント式一括移譲制度の見直し

- ポイント式一括移譲制度は業務量を基礎とする派遣制度に転換することを検討
- 特に必要な場合はポイント式派遣の延長や人事交流の実施などを検討
- 事務の定着や人材育成に対する市町村の考え方を整理し県と共有することを検討

#### 広域連合への県職員派遣

- 市町村単位の派遣に加えて広域連合にも県職員を派遣することを検討
- 市町村で配置できない職種について広域連合単位で人材を確保することを検討

#### その他

- 万が一の場合に県に移譲事務を返上できる具体的な仕組みを検討
- 県:部局単位ではなく県全体として一体的・一元的な取組とすることを検討
- 市町村:専門職員の継続的な確保と事務の定着のための受入体制の整備を検討

# 政策法務 WG 最終報告

## 自治体における政策法務能力の向上について（概要版）

H21.2.4 政策法務 WG

### 自治体の政策法務能力の向上の有効な仕組み

#### 課題等

- ・ 法務事務体制が脆弱
- ・ 法務事務に関する情報共有が不十分
- ・ 職員の意識啓発の機会が不足
- ・ 住民意見等を政策立案に反映する仕組みが不十分

#### 自治体の政策法務能力向上の有効な仕組み

法務事務体制が脆弱であることに対する有効な仕組み

- ・ 政策法務部署の新設や既存の法務担当部署における法規審査体制の強化
- ・ 条例担当（所管）部署における法規審査体制の強化
- ・ 他の市町村との法務事務の連携強化
- ・ 県の市町村に対する法務事務支援制度の構築

法務事務に関する情報共有が不十分であることに対する有効な仕組み

- ・ 法務事務に関する手引きや参考事例等の提供
- ・ 現場職員が情報提供できる情報共有媒体の管理運営
- ・ 職員の意識啓発を図る機会が少ないことに対する有効な仕組み

住民意見等を政策立案に反映する仕組みが不十分であることに対する有効な仕組み

- ・ 法規審査や訴訟等を経験させることによる職員の意識啓発
- ・ 住民意見等を政策立案に反映する仕組みが不十分であることに対する有効な仕組み
- ・ 現場職員の意見を政策立案に反映する具体的な仕組みづくり
- ・ 住民意見を政策立案に反映する具体的な仕組みづくりその他の仕組み
- ・ 政策法務的な対応（戦略的な解釈、条例立案等）の評価・改善の実施

### 分権型社会における自治基本条例の意義等

#### 自治基本条例制定の状況

- ・ 県内では、花巻市と宮古市が制定、奥州市が制定に向け作業中
- ・ 全国的には、130 を超える市町村が制定

#### 自治基本条例の意義

- ・ 自治体の行為規範・プログラム
- ・ 住民の権利や行政の義務などの実体的な規定
- ・ 「行政」と「住民」、「議会」の相互関係の確認
- ・ 条例の体系化と総合計画の位置付けの明確化
- ・ 住民と行政による「まちづくり」の共有など

#### 自治基本条例の制定目的にふさわしいプロセス

- ・ 住民からの意見聴取や住民が参加しての議論
- ・ 自治体が目指す姿や市民参加のデザインの明確化が必要

#### 自治基本条例制定の課題

- ・ 宣言型の場合は、条例形式をとる必要性がないこと。
- ・ 立法事実の把握が困難であること。
- ・ 自治基本条例の必要性を行政、住民の双方が認識する必要があること。
- ・ 市町村と都道府県では、自治基本条例の規定内容が異なること。
- ・ 最高法規性を持つことに疑義があること。

#### 自治基本条例制定の方向性

- ・ 上記の意義や課題等を踏まえ、各自治体において、自治基本条例の制定について判断すべきであること。

### 法環境を最大限生かして施策を推進する市町村をどのように支援するか

#### 高知県土地基本条例の概要

- ・ 一定面積以上の開発行為を行う事業者は知事に開発計画を提出しなければならない。その際に、市町村が条例を制定し、その条例に基づいて土地利用計画を策定している場合、事業者の開発計画が市町村の土地利用計画に適合しないときは、知事は開発計画の中止、変更その他必要な措置をとることを命ずることができ、市町村の土地利用計画の適合性を県条例で確保している。

#### 市町村支援の例

- ・ 市町村の政策を都道府県の条例で実効性を確保しているものは、高知県土地基本条例以外に見当たらなかったが、都道府県の条例により市町村の条例の適用を優先させるものとして、神奈川県土地利用調整条例や福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例が制定されている。

#### 市町村支援の分野

- ・ 県の支援が可能な分野は、次のようなものが考えられること。

- ・ 市町村域に区分され、市町村間に競合が生じない分野（土地利用、景観保全、中心市街地）
- ・ 広域での取組が必要な分野（産業廃棄物処理、水質保全）
- ・ 専門的な分野（税の滞納処理等）

#### 【ワーキンググループメンバー】

所 属	職 名	氏 名	
岩手県 総務室	主 査	鈴木 忠	リーダー
岩手県 経営評価課	主 査	戸田 新	
岩手県 政策推進課	主 査	前田 敬之	
岩手県 市町村課	主 査	鎌田 泰行	
矢巾町 上下水道課	主任主事	吉岡 律司	
奥州市 総務課	主 任	菊地 泰幸	
岩手県 地域企画室	主 査	千葉 実	事務局

# 分権諸課題 WG 最終報告

## 地方分権を推進するうえでの諸課題について（概要版）

### 1 国と自治体の協議の場について

地方行財政制度に関する決定が十分に参画していない現状  
社会福祉・保健医療分野での地方への新たな財政負担・実施義務  
地方交付税の大幅な削減 など  
現行制度の実効性も不十分 ～ 検討タイミングが不適當、実施例が少ない  
政府主催全国知事会議（閣議決定）、地方意見提出制度（地方自治法） など

**「内政の政策立案に関する地方の参画」システム  
「(仮)地方行財政会議」の設置**

新地方分権構想検討委員会から提言。地方六団体として設置を求めているもの。

- 趣 旨： 地方に関わる事項についての政府の政策立案、執行に関し、政府と地方の代表者等が協議。法律により設置。
- 協議事項： 以下の事項のうち重要なものについて協議し、政府はその結果を尊重。  
国と地方の役割分担のあり方  
国による関与・義務付けのあり方  
地方が処置する事務の経費に係る国の補助負担のあり方  
地方税財政制度のあり方  
地方への新たな事務または負担の義務付けとなる法令・施策 など
- 構成： 内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、他関係大臣（必要に応じ総理大臣）  
国会議員、地方六団体各代表、民間有識者（政府と地方の推薦者が同数）

**実現に向けてさらに留意すべき事項等 = WGでの議論から**

- 会議で取り上げる中長期的な「あり方」の議論と、迅速性も求められる毎年の施策立案・予算編成作業とを的確にかみ合わせることが出来るか。
- 単なる責任の転嫁や予算の増額を要望するような議論では、国民の理解を得られないのではないか。国と地方の役割分担論に基づく、制度や予算の「あり方」議論を行う必要。
- 地方の多様性を鑑みれば、地方公共団体間で意見が集約できない案件も、相当出てくるのではないかと。

**本県における県と市町村の分権推進の姿（地方分権会議の活動など）を示しながら「(仮)地方行財政会議」の実現を目指していくべき**

#### 【ワーキンググループメンバー】

所 属	職 名	氏 名	
岩手県市町村課	主任主査	小原 勝	リーダー
岩手県政策調査監	主任主査	葛尾 淳哉	
岩手県資源循環推進課	主任主査	松本 淳	
岩手県経営支援課	主 査	山本 洋樹	
滝沢村経営企画部経営企画課	主 査	熊谷 和久	
北上市上下水道部営業課	主 任	田村 貴洋	
岩手県地域企画室	主 査	日向 秀樹	事務局

### 2 自治体の要望・提言に対する国の回答義務の制度化について

回答が不十分との認識  
特段の反応がないこと。 回答を義務として「特区制度の例」も

当面は、粘り強く提言活動を行っていく必要。

- どのような提言を行ったのか、オープンにしていくこと
- 一旦回答がなされた後も、実際にどのように制度化・予算化がなされるかフォローアップを行っていく。

将来的には、国と地方の協議機関「(仮)地方行財政会議」の設置。

### 3 国の外郭団体での分権推進の支障となる事例と解決策について

国の地方への補助金廃止により、県経由から外郭団体経由へシフト。  
現時点で、特段に支障となっている例はないとみられる。

国と地方の役割分担論に基づき、外郭団体の活動にも注視していく必要。

### 4 国から県、県から市町村の調査報告のルール化及び調査報告を公開・共有する仕組みについて

件数が年々増加。利用方法が調査対象側に伝わらず、回答作業に徒労感も。

< 実態調査の結果 >

- 同様の内容を照会する調査が県及び国の複数の部署から調査があること
- 調査目的が明確でない。
- 調査結果がフィードバックされない、遅い。

照会数を削減する工夫

< 照会側 > 公開情報を活用し、調査は実質的に確認程度となるよう作業を軽減。関係部局間での調整、整理。

< 回答側 > 公開情報の入手しやすさを向上（HPの活用とアクセスの工夫など）。随時、重複調査等の問題を指摘。

徒労感を軽減する工夫

< 照会側 > メール転送等により安易な調査とせず、調査目的、根拠、結果の取扱方法について、照会の際に明示。当然に調査結果の迅速な処理・提供に努める。

< 回答側 > 内部の他部所にさらに調査依頼する際、調査の趣旨等を適切に伝達。

**さらには、苦情相談窓口の設置、実態調査の定期的実施も検討**